

練馬区で大気汚染防止法の届出対象特定工事を実施する方へ

大気汚染防止法(以下「法」という。)に規定する届出対象特定工事を実施するときは、法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)および練馬区アスベスト飛散防止条例(以下「区条例」という。)に基づき、適切に対応して下さい。

○(発) : 発注者 ○(元) : 元請業者 ○(自) : 自主施工者 ○(下) : 下請負人 の責務であることを示す。

1 法および環境確保条例の届出対象となる要件

特定建築材料の種類	面積		大気汚染防止法 特定粉じん排出等 作業実施届出書	環境確保条例 石綿飛散防止方法等 計画届出書
	建築物の 延べ面積()	当該建築材料 の使用面積		
吹付け材	500㎡以上	区分なし		
	500㎡未満	15㎡以上		
		15㎡未満		-
断熱材等	500㎡以上	区分なし		
	500㎡未満			-

工作物の場合は、築造面積(建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。)

2 作業実施の届出(法第18条の17 / 環境確保条例第124条第1項) ○(発) ○(自)

特定粉じん排出等作業実施届出書(様式第3の5)の提出

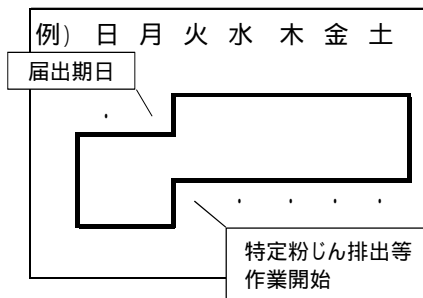
石綿飛散防止方法等計画届出書(第35号様式)も提出する場合は、法の様式のつぎに綴じて下さい。

提出部数

… 2部(1部は、審査終了後に写しとして返却します。)

届出期限

… 特定粉じん排出等作業の開始日の14日前まで
(届出日および作業開始日は、日数に含みません。)



3 事前調査結果の掲示(法第18条の15第5項 / 区条例第10条) ○(元) ○(自)

標識の設置(特定粉じん排出等作業に係る掲示)(法第18条の14、第18条の20 / 区条例第13条第1、2項)

記載事項 … 法および区条例で定める事項

事前調査結果の掲示と標識(特定粉じん排出等作業に係る掲示)は、1枚に集約して構いません。また、記載事項を網羅していれば、石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)に基づく掲示と兼ねても構いません。記載例が厚生労働省・環境省のマニュアルに掲載されていますので、参考にして下さい。「石綿事前調査結果報告システム」のファイル出力機能を活用して作成することもできます。

大きさ … A3サイズ(42.0cm x 29.7cm)以上

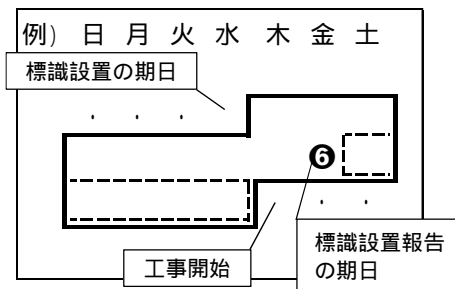
掲示期間

事前調査結果の掲示 … 工事期間中

標識(作業に係る掲示) … 工事開始日の14日前までに設置し、工事終了まで(標識設置日および工事開始日は、日数に含みません。)

掲示場所 … 敷地の道路に接する部分で地面から1m程度の高さ

敷地が複数の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に掲示して下さい。(石綿則に基づく掲示と兼ねるときは、作業者の見やすい場所に掲示することも必要です。)



4 区への標識設置の報告(区条例第13条第3項) ○(元) ○(自)

標識設置報告書(第3号様式)の提出 ~ を添付

標識の設置場所を明示した図面

標識の遠景写真(全ての設置場所分)

標識の写し(記載事項が鮮明ならば、A4サイズ以下および写真も可)

報告書様式の欄外、備考1に掲げる資料(2の届出書と併せて提出済のものは、省略可。)

提出部数 … 2部(1部は、受付後に写しとして返却します。)

報告期限 … 工事開始日の5日前まで(報告書の提出日および工事開始日は、日数に含みません。)

5 住民説明会の開催等 (区条例第14条) (元) (自)

対象の工事 … 延べ床面積が500㎡以上の建築物等に係る届出対象特定工事

作業箇所が局所であって、グローブバッグによる隔離作業を行う場合に限り、住民説明の対象外となります。ただし、その場合も、可能な限り近隣に事前説明を行い、トラブルの未然防止に努めて下さい。

説明範囲 … 敷地境界線から工事対象建築物等の高さの2倍の範囲 (下図を参照)

説明事項

工事対象建築物等の規模、構造および敷地内の配置

吹付けアスベスト等の種類および使用箇所

吹付けアスベスト等の措置および飛散防止方法

当該措置等の実施期間および作業時間

アスベストの飛散状況の監視方法

当該措置等に係る資材・廃材の搬入・搬出経路および工事車両の走行経路

元請業者(自主施工者)の現場責任者名、連絡場所

下請負人の現場責任者名、連絡場所

(当該措置等を下請負人が行う場合に限り。)

説明方法 … ~ のいずれかの方法 (併用可)

住民説明会の開催

説明会の開催について、開催日の5日前までに関係住民へ周知して下さい。

戸別訪問

工事説明資料の戸別配布

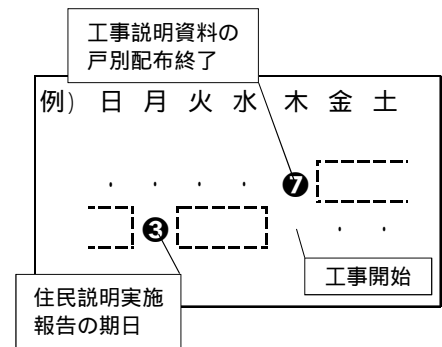
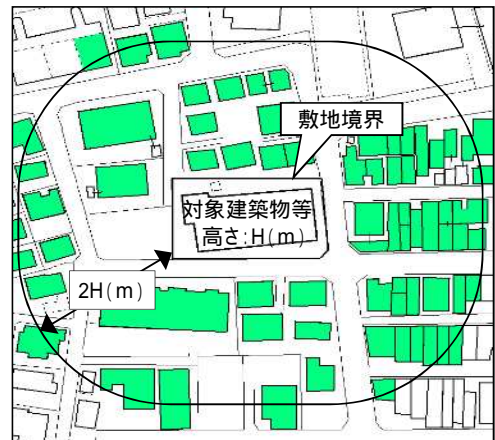
質疑応答期間として、資料の配布終了日から3日が経過するまで、の報告書は提出できません。

住民説明実施報告書(第4号様式)の提出

添付資料 … 工事説明資料、付近見取図(関係住民の範囲を図示して下さい。)、アスベストに関する質疑応答記録

提出部数 … 2部(1部は、受付後に写しとして返却します。)

提出期限 … 工事開始日の2日前まで(報告書の提出日および工事開始日は、日数に含まれません。)



(例) 資料の戸別配布により説明を行う場合

6 大気中のアスベスト濃度の測定 (環境確保条例第123条第2項) (元) (自)

対象の工事 … 石綿飛散防止方法等計画届出書の提出対象工事(1の表を参照)

原則として、作業箇所が局所であって、グローブバッグで隔離して作業する場合に限り、濃度測定の対象外となります。ただし、その場合は、粉じんの飛散状況を目視により監視する必要があります。

測定頻度 … つぎに掲げる期間ごとに1回以上

工事開始前(解体等工事が全く行われていない状態)

特定粉じん排出等作業の施工中

当該作業の施工期間が6日を超える場合は、当該期間の6日ごとに1回以上、複数の区画にわたって施工する場合は、区画ごとに1回以上の測定が必要です。

工事終了後(原則として、施工区画からの廃石綿等の搬出および最終の仕上清掃の完了後)

解体等工事に係る全作業(解体工事の場合は、躯体の解体・搬出まで)の終了前に測定する場合は、敷地内での他の工事に伴う粉じんの影響を受けないようにして下さい。

測定位置 … 工事場所の敷地境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物等の周辺4方向の場所

測定結果の記録 … 工事終了後3年間保存(グローブバッグ工法の場合は、粉じんの飛散状況を目視により監視した結果の記録・保存が必要です。)

工事終了後速やかに、区へ濃度測定の結果を報告(様式任意)していただくようお願いします。

7 特定建築材料の除去等の方法の遵守 (法第18条の19) (元) (自) (下)

1の表に掲げる特定建築材料の除去・囲い込み・封じ込めを行うときは、技術上著しく困難と認められる場合を除き、法に定める方法により行わなければなりません。違反者には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されます。

【問い合わせ】練馬区 環境部 環境課 環境規制係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 (区役所本庁舎18階)

TEL: 03-5984-4712(直通) FAX: 03-5984-1227 e-mail: KANKYOU04@city.nerima.tokyo.jp